

旭川市子ども・子育て審議会 旭川市こども計画策定部会設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 全てのこども・若者が、心身の状況や置かれている環境等に関わらず、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるよう、本市の子育て支援施策に関する基本的方針となる「旭川市こども計画」（以下「計画」という。）の策定に当たり、旭川市子ども・子育て審議会条例（平成 21 年旭川市条例第 7 号）第 7 条に基づく部会として、旭川市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）に旭川市こども計画策定部会（以下「部会」という。）を設置する。

（審議事項）

第 2 条 部会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他部会で必要と認めた事項

（組織）

第 3 条 部会は、原則 1 1 人以内で構成する。

- 2 部会に属する委員（以下「部会員」という。）は、審議会の会長が指名する審議会の委員及び市長が任命する臨時委員とする。
- 3 部会の設置期間は、計画の策定に関する審議が終了するまでの期間とする。

（部会長及び副部会長）

第 4 条 部会に部会長及び副部会長 1 人を置き、部会員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 部会長及び副部会長とともに事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員が、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（庶務）

第 6 条 部会の庶務は、子育て支援部子育て支援課において行う。

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 月 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年度の終了をもって効力を失う。